

**令和 7 年度
医療機器産業基盤強化推進事業助成金
<初期投資助成事業>**

募集要項

令和 7 年 3 月
公益財団法人静岡県産業振興財団

1 事業目的

医療機器産業の国内産業化の推進や、デジタル化、遠隔・非接触への対応など、「命を守る産業」である医療機器産業等の基盤強化が必要となっています。

このため、公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「産業財団」という。）では、県内の医薬品・医療機器産業の基盤を強化するため、県内中小企業の医療機器産業など「命を守る産業」へのシフトを図っていくことを目的としています。

2 助成対象事業

県内の「命を守る産業」の基盤強化に必要な資材、機器、システムなどの製品開発、生産等に係る経費が対象です。想定される取組は以下のとおりです。

想定例	具体的な取組内容
「命を守る」ための医薬品・医療機器の開発・製造に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・検査キットの開発・製造に必要な研究資材や装置部品・人工呼吸器等輸入比率の高い医療機器
強靭な医療・福祉体制の確立をサポートする取組	<ul style="list-style-type: none">・医療・介護資材の安定供給のための生産ネットワークシステム・健康状態を簡便に計測するチェックマーカー
医療機器産業における新しいビジネスモデル構築のための取組	<ul style="list-style-type: none">・遠隔・非接触診療等を実現するロボット・健康状態を遠隔把握するウェアラブル端末

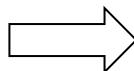
<本助成制度について>

医療機器産業基盤強化推進事業とは、医薬品・医療機器産業における新技術・新製品の「初期投資助成事業」及び「研究開発・事業化助成事業」の2事業のことをいいます。

初期投資助成事業（本事業）は機械装置購入等の初期投資を含めた研究開発及び事業化への取組となります。また、研究開発・事業化助成事業は、初期投資助成事業に採択され、完了した助成対象者に対し、当該事業成果を活用したさらなる研究開発及び事業化への取組となります（新たに申請が必要です）。

① 初期投資助成事業（本事業）
上限額 2,000万円(補助率2/3)
対象期間 1年以内

①の事業で得られた成果を活用した研究開発及び事業化に取り組む場合



② 研究開発・事業化助成事業 ※
上限額 1,000万円(補助率1/2)
対象期間 1年以内(2年継続申請可)

※但し、該当年度の静岡県当初予算の成立を条件に実施とするため、確約はできません。

3 助成対象者

助成対象者の範囲は次のとおり。ただし、申請者及びその役職員が、暴力団等の反社会的勢力、また、反社会的勢力との関係を有している場合は対象外です。

(1) 静岡県内で本事業に係る製品開発、生産等の事業活動を遂行する拠点を置く中小企業者。ただし、拠点を県外へ移転する（検討開始を含む。）ことが明確な場合は除く。

①中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定するもの)

②中小企業団体(信用協同組合を除く)(中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するもの)

③その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業であるもの

以下に該当する企業(いわゆる「みなし大企業」)は中小企業者の対象に含まない。

①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
なお、次のいずれかに該当する者については、大企業として扱いません。

ア 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(2)(1)に規定する中小企業者が代表機関となり、民間事業者※₁、大学及び研究機関等※₂の2者以上により構成されるコンソーシアム

※₁…民間事業者とは、中小企業者を含むすべての企業者をいう。

※₂…大学及び研究機関等とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校ならびに研究開発を主たる業務とする国又は地方公共団体が設立した研究機関及び独立行政法人をいう。(静岡県が設立した研究機関を除く。)

4 助成対象経費

項目	内 容
原材料費	直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置購入等経費	ア 機械装置又は自社で機械装置を製作する場合の工具器具、部品並びに分析等機械装置及び設備・備品の購入に要する経費 イ 機械装置、工具器具の試作、改良、据付、修繕させた場合に要する経費 ウ 機械装置、工具器具、分析等機器装置及び設備・備品の借用に要する経費
産業財産権等関連費	ア 産業財産権の譲受や実施権等を使用するために支払われる経費 イ 産業財産権の取得に要する経費(特許庁へ納付される経費、拒絶査定に対する審判請求または訴訟に要する経費は除く)
構築物購入等経費	当該交付申請事業遂行に必要な構築物の購入、自社による建造(原材料費のみ対象)、外注による建造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費(構築物は、当該開発等に際し必要不可欠なものに限る)
技術コンサルタント料	専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該交付申請事業遂行に必要な開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
外注・委託費	ア 当該交付申請事業遂行に必要な部品等の製造・加工、製図等を下請け発注する際に支払われる経費 イ 当該交付申請事業遂行に必要な調査・分析、研究開発、設計等を大学等研究機関や企業等へ委託または共同研究する際に支払われる経費

その他直接経費	当該交付申請事業遂行に必要な消耗品、図書、参考文献、資料、データ等購入費、郵便代、運送代、上記に掲げるほか特に必要と認める経費（旅費、会場使用料を含む。ただし、数量が個別具体的に把握可能な経費のみとする。）
---------	---

※当該事業に直接必要な最小経費であり、助成対象期間(交付決定日～事業終了日)中に発注、契約の締結、納品、支出(手形の場合は決済完了)する経費とする。消費税、人件費は対象外。

5 助成対象期間

交付決定日～令和8年1月31日まで

※事前着手（交付決定日前の発注、契約の締結、納品、支出）は認められません。

6 助成率及び助成限度額

助成率	助成上限額
2／3以内※	2,000万円

※1,000円未満の端数は切り捨てるものとします。

7 申請の手続き

(1) 提出書類 *申請書式はHP(<http://www.ric-shizuoka.or.jp/>)からダウンロードしてください。

- ① 申請書一式（様式第1号の交付申請書、様式第2号の1事業計画書） …各12部（正本1部、写11部）
- ② 様式第3号反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書…1部
- ③ 直近3ヶ年の決算報告書（写し）…各12部
- ④ 会社案内（事業紹介、会社案内等）…各12部
- ⑤ 直近期の県税納税証明書…1部
- ⑥ 資本等一覧表…1部
- ⑦ コンソーシアムの管理及び運営に係る規約（写し）（コンソーシアムの場合のみ）…12部
- ⑧ パートナーシップ構築宣言書（写し）（該当者のみ）…1部
- ⑨ スタートアップ加点確認書（該当者のみ）…1部
- ⑩ 確認書…1部

(補足説明)

- 1 「決算報告書」とは次に掲げるものをいう。⇒ 貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書・販売費および一般管理費の明細・株主資本等変動計算書
- 2 「直近期」の基準日は申請日とする。
- 3 「県税納税証明書」の必要記載事項は次のとおりとする。
個人の場合…個人事業税 法人の場合…法人事業税・法人県民税
- 4 コンソーシアムの場合は②、③、④、⑤（県内に事務所がある場合のみ）は構成員ごと提出すること。⑥は代表機関のみ提出すること。
- 5 「パートナーシップ構築宣言」は応募締切日前日時点においてポータルサイト※で公表されるものを対象とする。※<https://www.biz-partnership.jp/>
- 6 「スタートアップ」とは、以下の要件をすべて満たす企業を指します。
 - ①法人を設立してから概ね10年以内の中小企業
 - ②新しい技術やアイディアをもとに、新たな価値の創造や地域課題の解決に主体的に取り組む企業
 - ③申請時点で未上場であること

(2) 募集期間（事前相談を必須とします）

令和7年4月1日（火）～令和7年5月9日（金）正午必着

※<事前相談>令和7年4月23日（水）までに必ず受けて下さい（必須）。

- ・相談終了日間際は大変混み合うため、余裕をもってご相談ください。
- ・助成事業の趣旨や助成対象経費等の理解をいただく為に大変重要です。
- ・「交付申請書（様式第1号）」、「事業計画書（様式第2号の1）」を、相談3営業日前までにメールでお送りください。
- ・申請企業からの相談に限ります。
- ・審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。

(3) 提出方法

書類は、郵送（メール便等も可）または持参とします。

持参以外の場合は、送った記録が残る方法（書留等）で行ってください。

【問合せ・申請先（事務局）】

〒420-0853

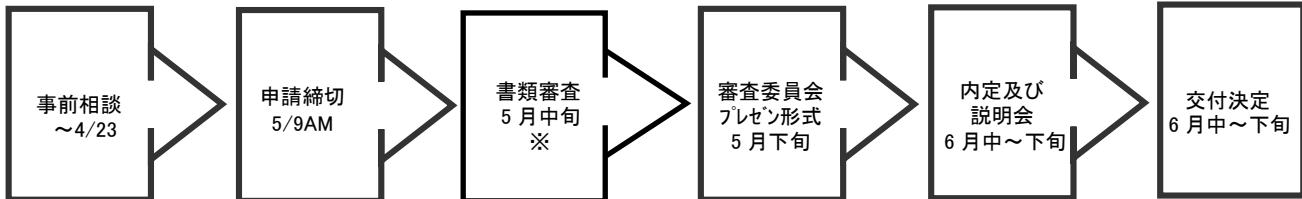
静岡県静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階

（公財）静岡県産業振興財団 研究開発支援チーム

[TEL] 054-254-4512 [FAX] 054-251-3024

[E-mail] sangyou@ric-shizuoka.or.jp

8 スケジュール（予定）



※申込多数の場合は、書類審査を実施し、評価点の高いものから審査委員会（プレゼン審査）対象者を選定します。

9 審査基準

以下の基準により審査します。

ア 課題設定の妥当性（医療現場における課題）

- ・医療現場において顕在化した課題であるか
- ・個々の医療機関等の限定的なニーズではなく、社会的なニーズを捉えた課題であるか

イ 「命を守る産業」の創造への寄与度

- ・課題解決への取組は、医療機器産業への参入や基盤強化（国産化、医療現場の改善等）など命を守る産業へのシフトにつながるか
- ・社会に及ぼす効果・影響などの貢献度（インパクト）や波及効果は大きいか

ウ 取組の実現可能性

- ・取組内容は設定した課題を克服できる内容か
- ・課題を解決するために必要な技術力や計画性を有しているか
- ・課題解決実現に向けた体制や連携が構築されているか

エ 取組の新規性・優位性

- ・柔軟な発想や手法に基づく、独創性や革新性の高い取組か
- ・取組の優位性の継続確保は可能であるか
- ・競合との差別化が図られているか

オ 助成対象事業の具体性

- ・助成期間内での事業内容が具体的かつ明確に示されているか
- ・助成期間内での事業内容が、取組全体に対する初期投資として適切か
- ・必要経費が計上されており、金額が適当か
- ・申請者が自己負担する資金規模が過大なリスクとなっていないか

カ 加点項目（該当企業）

- ・パートナーシップ構築宣言書ポータルサイトにて宣言を公表している事業者（募集締切日前日時点）
- ・スタートアップに該当する事業者

10 申請にあたっての留意事項

※申請いただいた場合、下記事項に同意したものと判断致します。

「医療機器産業基盤強化推進事業助成金交付要綱」の内容を必ずご確認ください。

【申請に関して】

- (1) 提出された申請書類は返却しません。
- (2) 締切後の提出書類に関する追加・変更・訂正等には応じかねます。
- (3) 応募状況、審査結果等に関するお問合せには一切応じません。
- (4) 申込多数の場合は、書類審査を実施し、評価点の高いものから審査委員会（プレゼン審査）対象者を選定します。
- (5) 相談・審査会・説明会にかかる経費（交通費等）は、自己負担とさせていただきます。
- (6) 静岡県税等を滞納している場合は、対象となります。
- (7) 国等他の機関が実施する他の制度、また産業財団が実施する他の助成制度において、併願が認められている場合にあっては、併願申請は可能ですが、他の助成金等の交付を受けている費用について、重複申請することはできません。
- (8) 過去5年間に産業財団の助成事業を利用し、「成果報告書」が未提出である場合、申請を受け付けられません。該当する場合は予めご相談ください。

【採択後】

- (1) 提出された申請書・報告書等は事務局での厳正なる管理下におかれ、医療機器産業基盤強化推進事業助成金に係る活動以外の用途に使用することはありません。なお、採択時や事業終了後、採択された申請者名・所在地及び事業名・概要等が産業財団のHP・成果集等で公表されます。書類作成上、機密事項等の記載につきましては、申請者の判断によりお願いします。
- (2) 事業計画に記載した経費で交付決定したものであっても、その後の中間検査及び完了検査で事務局が対象外と判断したものについては、自己資金で対応していただきます。
- (3) 助成事業者は、助成期間終了後も事業化に努める必要があり、5年間、毎年度終了後、過去1年間の事業化状況に係る「成果報告」の義務があります(毎年度毎の決算報告書の提出も必要です)。報告が行われない場合には、助成金の交付取消・返還等を求める場合があります。
- (4) 助成事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の収益を得たと理事長が認めた場合には、交付を受けた助成金の全部又は一部に相当する金額を産業財団に納付しなければならないことがあります。
- (5) 事業内容及び成果は、静岡県・産業財団等が主催する催事での展示や作成する各種発行物での記事掲載などの協力をさせていただきます。
- (6) 本助成事業により得た研究成果に基づく製品・技術等を発表する場合は、静岡県産業振興財団の助成金を受けた旨を明示してください。
- (7) 事業実施に伴う成果物や経理書類等については、事業終了後5年間保存していただきます。助成事業期間中もしくは助成事業終了後に行われる検査・監査等により不適切な事項が判明した場合、または助成事業期間の途中で助成対象者に該当しないこととなつた場合、たとえ助成金の交付または交付決定がなされたものであっても、交付された助成金の一部または全額の返還請求や、或いは交付決定自体が取り消しとなることがあります。